

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令(平成五年政令第二百十八号) 1

改正案	現行
<p>（小規模事業者の範囲）</p> <p>第一条 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号に規定する政令で定める業種及びその業種ごとの従業員の数は、次のとおりとする。</p> <p>一 宿泊業 二十人</p> <p>二 娯楽業 二十人</p> <p>（経営改善普及事業等に係る国の補助）</p> <p>第二条 法第四条第一項に規定する経営改善普及事業（以下単に「経営改善普及事業」という。）に係る国の補助は、次に掲げる要件に適合する経営改善普及事業の実施に要する経費のうち第三号に規定する者の設置に要する経費以外の経費であつて経済産業大臣の定めるものについて、都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費について行うものとする。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>二 二三（略）</p> <p>第三条（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する経営改善普及事業（以下単に「経営改善普及事業」という。）に係る国の補助は、次に掲げる要件に適合する経営改善普及事業の実施に要する経費のうち第三号に規定する者の設置に要する経費以外の経費であつて経済産業大臣の定めるものについて、都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費について行うものとする。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>二 二三（略）</p> <p>第二条（略）</p>